毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○公募抽選による道有財産（土地）の売払い……（管財課）　17
○一般競争入札の実施……（循環型社会推進課）　18
○一般競争入札の実施……（環境生活部総務課）　19
○特定調達契約に係る入札の公告……（道立病院管理室）　20
○土地改良区の定款の変更の認可……（土地改良指導課）　21
○道営土地改良事業計画の決定……（土地改良指導課）　21
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　21
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定……（土地改良指導課）　21
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……（土地改良指導課）　22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　22
○都市計画の決定……（都市計画課）　22
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　22
○道路の供用の開始……（道路整備課）　23
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路整備課）　23

支庁告示

○貸金業者の登録の取消処分……　23
○一般競争入札の実施（２件）……　24

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……　26
○特定調達契約に係る入札の公告……　27
○特定調達契約に係る資格に関する公示……　29
○特定調達契約に係る入札の公告……　30

道立小児総合保健センター告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　31

道教育庁胆振教育局告示

○一般競争入札の実施……　33

道北見方面公安委員会告示

○取消処分者講習を行う指定講習機関の指定……　34

告　　示

北海道告示第124号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地番	地目	面積(㎡)	売払価格	抽選日時
旭川－１	旭川市７条西４丁目2523番４	宅地	217.90	10,170,000円	平成16年３月５日 午前９時30分
旭川－２	旭川市７条西４丁目2523番21	宅地	217.90	9,570,000円	平成16年３月５日 午前10時
旭川－３	旭川市東光６条３丁目407番158	宅地	268.37	9,460,000円	平成16年３月５日 午前10時30分
利尻富士－１	利尻郡利尻富士町鴛泊字本町88番１	宅地	428.56	3,156,850円	平成16年３月５日 午後３時

2　応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）でないこと。

3　応募の条件

(1)　応募区画数は、１世帯（１事業者）につき１区画とする。

(2)　応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行うことができる。

(3)　買受者は、土地の引渡しの日から５年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。

(4)　買受者は、土地の引渡しの日から５年以内に売払地における自己所有の戸建住宅（店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。）の建設工事を完了しなければならない。ただし、利尻富士－１についてはこの限りでない。

(5)　買受者は、土地の引渡しの日から５年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。

(6)　北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。

(7)　北海道は、買受者が土地の引渡しの日から５年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。

河川や道路へのゴミの不法投棄はやめましょう

(8)　買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4　応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

(1)　旭川－１～３
旭川市永山６条19丁目　北海道上川支庁総務部会計課管財係
電話番号 0166－46－5111　内線 2224

(2)　利尻富士－１
稚内市末広４丁目２－27　北海道宗谷支庁総務部会計課管財係
電話番号 0162－33－2510　内線 2224

5　公募抽選の場所

(1)　旭川－１～３
旭川市永山６条19丁目　北海道上川合同庁舎３階301号会議室

(2)　利尻富士－１
稚内市末広４丁目２－27　北海道宗谷支庁合同庁舎２階２号会議室

6　公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

(1)　旭川－１～３
提出期限　平成16年３月３日（水）
提出場所　旭川市永山６条19丁目　北海道上川支庁総務部会計課管財係
電話番号 0166－46－5111　内線 2224

(2)　利尻富士－１
提出期限　平成16年３月３日（水）
提出場所　稚内市末広４丁目２－27　北海道宗谷支庁総務部会計課管財係
電話番号 0162－33－2510　内線 2224

7　買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が１名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が２名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8　契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9　抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第125号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する事項

(1)　委託をする業務の名称
ＰＣＢ廃棄物適正処理に係る啓発用ポスター等制作業務

(2)　委託業務の仕様等　入札説明書による。

(3)　委託期間　契約の日から平成16年３月24日まで

(4)　納入場所　北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年度北海道告示第17号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道庁12階環境生活部１号会議室

(2)　入札日時　平成16年２月20日　午後２時

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

5　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　３に同じ。

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

認めない。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　入札申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1)　提　出　期　限　　平成16年２月16日（月）午後５時

(2)　提　出　場　所　　３に同じ。

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額に係る消費税額等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 24－323

(4)　入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

北海道告示第126号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ　　97台

(2)　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納　入　期　日　　平成16年３月19日

(4)　納　入　場　所　　北海道知事が別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道環境生活部総務課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道庁本庁舎12階環境生活部第１号会議室

(2)　入　札　日　時　　平成16年２月20日　午後１時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除及び納付方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提　出　期　限　　平成16年２月16日（月）

(2) 提　出　場　所　　３に同じ。

11　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道環境生活部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－231－4111　内線 24－111

(4) 入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第127号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称　　重油（ＪＩＳ　１種２号）１ℓ当たりの単価

イ　数量　　調達予定数量　3,500,000ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

(3) 契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

(4) 納　入　場　所　　北海道立江差病院ほか８道立病院

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成16年２月６日から27日まで

イ　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

札幌市中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部道立病院管理室

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道庁赤レンガ庁舎２階２号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　北海道保健福祉部道立病院管理室）

(2) 入　札　日　時　　平成16年３月19日　午前11時（送付による場合は、平成16年３月18日までに必着）

(3) 開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4) 開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交　付　場　所　　北海道保健福祉部道立病院管理室

(2) 交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、入札金額（単価）が北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）第209条第１項の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　北海道保健福祉部道立病院管理室

イ　所　在　地　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目

電話番号 011－231－4111　内線 25－871

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured:a unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No.2, approximately 3,500,000 liter

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 19, 2004

C. Contact : Office Prefectual Hospital Management, Department of Health Welfare, Hokkaido Government. Nishi 6-chome Kita 3-jo, Chuoku, Sapporo, 060-8588, Japan Phone : 011-231-4111 Extension 25-871

北海道告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16．1．9	門別町土地改良区
同　16．1.14	池田土地改良区
同　16．1.16	南長沼土地改良区
同　16．1.26	上磯土地改良区
同	小平町土地改良区

北海道告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、道営土地改良（京極南部地区畑地帯総合整備［担い手支援型］（暗きょ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業計画を定めた。

この計画書は、北海道後志支庁に備え置いて、平成16年２月９日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第130号

道営土地改良（忠類地区中山間地域総合整備（農業用用排水、暗きょ、ほ場整備））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成16年２月９日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第３項において準用する同法第８条第１項の規定により、いわみざわ農業協同組合の行う土地改良（大願西地区基盤整備促進［基盤整備］（暗きょ））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年２月９日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第132号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、小清水町の行う土地改良（浜小清水南地区基盤整備促進［基盤整備］（農道））事業の施行の協議について審査した結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年２月９日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　紋別郡雄武町字道有林１の２・５の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　干害の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字道有林１の２・５の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第１項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
2　千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
3　北見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
4　夕張都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
5　網走都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
6　芦別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
7　赤平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
8　紋別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
9　名寄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
10　滝川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
11　砂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
12　木古内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
13　森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
14　長万部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
15　江差都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
16　倶知安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
17　古平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
18　余市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
19　長沼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
20　下川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
21　美深都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
22　鵡川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
23　本別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
24　厚岸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　小樽都市計画区域区分の変更

2　千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更
3　北見都市計画区域区分の変更

北海道告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道小藤沼田線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡秩父別町字秩父別2016番42地先から 雨竜郡秩父別町字秩父別2016番41地先まで	平成16．2．6
道道達布石狩沼田停車場線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡沼田町字幌新160番１地先（河川敷地）から 雨竜郡沼田町字幌新583番１地先まで	同
道道湯内内園線 北海道札幌土木現業所	深川市納内町３丁目3934番８地先から 深川市納内町字納内3703番１地先まで	同
道道赤平奈井江線 北海道札幌土木現業所	赤平市字赤平692番１地先から 歌志内市字上歌1002番地先まで	同
	空知郡奈井江町字奈井江1246番１地先から 空知郡奈井江町字奈井江1246番１地先まで	
道道芦別美瑛線 北海道札幌土木現業所	芦別市花南町国有林空知森林管理署芦別事務所352林班地先から芦別市花南町国有林空知森林管理署芦別事務所352林班地先まで	同
道道江部乙雨竜線 北海道札幌土木現業所	雨竜郡雨竜町字伏古48番30地先から 雨竜郡雨竜町字伏古89番102地先まで	同
道道江部乙赤平線 北海道札幌土木現業所	滝川市東滝川773番地先から 滝川市東滝川772番１地先まで	同
	滝川市江部乙町東12丁目1458番３地先から 滝川市江部乙町東12丁目1457番２地先まで	
道道学園新十津川停車場線 北海道札幌土木現業所	樺戸郡新十津川町字総進60番34地先から 樺戸郡新十津川町字総進59番12地先まで	同
道道砂川奈井江美唄線 北海道札幌土木現業所	砂川市北吉野町237番１地先から 砂川市吉野３条南４丁目155番１地先まで	同
道道旭川芦別線 北海道札幌土木現業所	芦別市常磐町1791番地先から 芦別市常磐町1790番地先まで	同
道道岩見沢石狩線 北海道札幌土木現業所	岩見沢市御茶の水町392番２地先から 岩見沢市御茶の水町705番６地先まで	同
道道野塚婦美線 北海道小樽土木現業所	積丹郡積丹町大字婦美町婦美440番１地先から積丹郡積丹町大字婦美町婦美446番１地先（一般国道229号交点）まで	同

北海道告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年２月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　道路の種類　　道道
2　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
芦別赤平線 北海道札幌土木現業所	芦別市常磐町20番地先から 芦別市常磐町13番２地先まで	前	20.00ｍから 21.00ｍまで	326.57ｍ	―
		後	21.00ｍから 23.00ｍまで	326.57ｍ	―
旭川多度志線 北海道札幌土木現業所	深川市多度志3104番地先から 深川市多度志1693番地先まで	前	14.46ｍから 21.20ｍまで	250.15ｍ	―
		前	16.94ｍから 34.01ｍまで	250.00ｍ	―
		後	16.94ｍから 34.01ｍまで	250.00ｍ	―
旭川深川線 北海道札幌土木現業所	深川市一已町字一已4835番１地先から 深川市一已町字一已6543番地先まで	前	27.27ｍから 42.75ｍまで	352.68ｍ	―
		前	19.09ｍから 45.58ｍまで	371.72ｍ	―
		後	27.27ｍから 42.75ｍまで	352.68ｍ	―
上雨紛台場線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居町富沢192番３地先から 旭川市神居町富沢215番９地先まで	前	15.75ｍから 19.78ｍまで	423.25ｍ	―
		前	16.64ｍから 29.88ｍまで	423.59ｍ	―
		後	16.64ｍから 29.88ｍまで	423.59ｍ	―

支　庁　告　示

北海道石狩支庁告示第１号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第１項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取消したので、同法41条第１項の規定により公告する。

平成１６年２月６日

北海道石狩支庁長　渡　部　道　博

住所	商号又は名称	氏名	登録番号	主たる営業所の所在地
札幌市東区北23条東22丁目６－20　茂美荘102	キャッシングプロセス	菅原　健	北海道知事(1)石第02655号	札幌市中央区南10条西１丁目１－51メゾンビル６Ｆ
札幌市白石区東札幌６条６丁目２－３リバーサイド本郷201号	クレジットのトライ	池田　智博	北海道知事(1)石第02527号	札幌市白石区東札幌６条６丁目２－３　リバーサイド本郷201号
札幌市厚別区厚別東５条３丁目24－７みずほマンション１	蓮井信販	蓮井　健一	北海道知事(1)石第02780号	札幌市厚別区厚別東５条３丁目24－７　みずほマンション１
札幌市東区北20条東16丁目３番地１－502号	四ツ葉信販	古内　康義	北海道知事(1)石第02744号	札幌市東区北20条東16丁目３番地１－502号
札幌市東区北12条東８丁目１番６－1407号	ひまわりファイナンス	大久保俊也	北海道知事(1)石第02646号	札幌市東区北12条東８丁目１番６－1407号
札幌市西区山の手３条６丁目４番15号ロイヤルハイツ山の手206号	札幌信用ファイナンス	佐々木　晶	北海道知事(1)石第02550号	札幌市中央区南２条西25丁目１番23号２Ｆ
札幌市中央区南７条西10丁目1029番地13　マンション憩105号	サンデイリー	名越　寛和	北海道知事(1)石第02529号	札幌市中央区南７条西８丁目１－18ＣＢ１号館８Ｆ左側
札幌市中央区南19条西10丁目１番15号－603号	アクト	林田　正樹	北海道知事(2)石第02146号	札幌市中央区南２条西５丁目　ロジェ札幌708号
札幌市清田区平岡３条３丁目14番８号	オリエンタル	濱田　将吾	北海道知事(1)石第02511号	札幌市中央区南４条西１丁目15番地２　栗林ビル４Ｆ
札幌市東区北39条東８丁目１－14　関ビルB－７号	オーシャン	赤井　優太	北海道知事(1)石第02688号	札幌市東区北27条東１丁目４－17ハウス畑山201
札幌市中央区南９条西10丁目１－33	ゴールドペガサス	本谷　和誉	北海道知事(1)石第2580号	札幌市中央区南10条西１丁目１－51メゾンビル６Ｆ
札幌市豊平区豊平３条２丁目１－40豊平アッシュ702号	オートショップ丸高	高沢　孝良	北海道知事(1)石第02285号	札幌豊平区豊平２条７丁目１－33
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15号万生コーポ308	ゼネラル	島崎　秀男	北海道知事(1)石第02513号	札幌市白石区南郷通20丁目南７－16エクセルシオールパークサイド南郷404
札幌市白石区東札幌１条４丁目３－17プラタナスイースト205号	オリオンクレジット	波多野　薫	北海道知事(1)石第02703号	札幌市白石区東札幌１条４丁目３－17　プラタナスイースト205号
札幌市中央区宮の森２条３丁目１－18アルファパルスウィートネス101号	アートクレジット	本間　直	北海道知事(1)石第02542号	札幌市中央区北２条西３丁目１番34－11　正門館ビル13Ｆ
札幌市中央区南７条西７丁目４番地第10記念ドミローレル505号	フリーク	辻　博司	北海道知事(1)石第02483号	札幌市中央区南２条西５丁目31番地興和産業ビル２Ｆ
札幌市東区伏古12条３丁目６番10号	共和ファイナンス	佐藤　政樹	北海道知事(1)石第02587号	札幌市南区澄川４条１丁目１－25イマージュビル３Ｆ
札幌市白石区本郷通13丁目南１－１小林ビル２Ｆ	セシルクレジット	島野　泰史	北海道知事(1)石第02512号	札幌市白石区本郷通13丁目南１－１小林ビル２Ｆ

北海道渡島支庁告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年２月６日

北海道渡島支庁長　前　田　　晃

１　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の名称及び数量

北海道渡島合同庁舎清掃業務　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による

(3)　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

(4)　履　行　場　所　　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　資本金の額が300万円以上又は清掃員を常時20名以上雇用していること。

(4)　資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、１の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成16年２月６日から20日まで

イ　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 041－8558　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島支庁総務部総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島支庁総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎講堂（送付による場合は、郵便番号 041－8558　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島支庁総務部総務課）

(2)　入　札　日　時　　平成16年３月16日（火）午前10時30分（送付による場合は、平成16年３月15日（月）までに必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　最低価格の入札者を落札者としない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10　契約書作成の要否

要

11　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道渡島支庁総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 041－8558　北海道函館市美原４丁目６番16号
電話番号 0138－47－9000　内線 2111

(4)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6)　この入札の執行は、公開する。

(7)　詳細は、入札説明書による。

北海道十勝支庁告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年２月６日

北海道十勝支庁長　近　藤　光　雄

1　入札に付する事項

(1)　調達をする役務の名称及び数量

北海道十勝合同庁舎清掃業務　一式

(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

(4)　履　行　場　所　　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝合同庁舎

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　平成14年１月１日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。

(4)　資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、床面積5,000平方メートル以上の事務室等施設清掃契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成16年２月９日（月）から27日（金）まで

イ　申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所　北海道帯広市東３条南３丁目　北海道十勝支庁３階講堂

(2) 入札日時　平成16年３月15日（月）午前10時30分

(3) 開札場所　(1)に同じ。

(4) 開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所　４に同じ。

(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

8　送付による入札

送付による入札は、認めない。

9　落札者の決定方法

財務規則第156条第１項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

(1) 開札のときにおいて、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道十勝支庁総務部総務課

イ　所在地　郵便番号 080－8588　北海道帯広市東３条南３丁目　電話番号 0155－27－8502（直通）

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) この入札は、最低制限価格を設定する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年２月６日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　資格及び特定役務の種類

平成15年度において札幌医科大学が契約しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第２条第３号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契　　約　平成16年２月６日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約
(2) 資　　格　札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特定役務の種類　札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約

2　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。
(2) 政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(4) 道税を滞納している者でないこと。
(5) 資本金の額が1,000万円以上であること。
(6) 平成16年２月１日現在において、引き続き２年以上寝具類賃貸借業務を営んでいること。
(7) 財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスのうち寝具類洗濯業務の認定を受けている者又は同等の能力を有していると認められる者であること。
(8) 過去２年間において、病床数300床以上の病院と、寝具類賃貸借業務に関する契約を締結し、その実績が１年以上あり、かつ、誠実に履行した者であること。

3　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2) 中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4　資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期　平成16年２月23日（月）から３月８日（月）まで
(2) 申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
　また、賃貸借予定の物品と仕様書を見本として提出すること（後日物品は返却する。）。
　ア　提出先の名称　札幌医科大学事務局業務課
　イ　提出先の所在地　札幌市中央区南１条西16丁目

5　資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

　ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
　イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
　ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、４の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は１の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7　資格の喪失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年２月６日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約

ア　患者用寝具	１日１組当たりの単価	調達予定数量	293,200組
イ　病衣	同		163,200組
ウ　肌着（下着）	１枚当たりの単価	同	6,600枚
エ　肌着（中着）	同		6,600枚

オ　肌着（長着）	１枚当たりの単価	調達予定数量	6,600枚
カ　和オムツ	同		30,700枚
キ　洋オムツ	同		6,600枚
ク　オムツカバー	同		4,700枚
ケ　オマタ	同		2,300枚
コ　保育器用シーツ	同		3,600枚
サ　宿直用寝具	１日１組当たりの単価	同	17,400組

(2) 調達する特定役務の仕様等　入札説明書による。
(3) 契約期間　平成16年４月１日から平成17年４月14日まで
(4) 納入場所　札幌市中央区南１条西16丁目　札幌医科大学医学部附属病院

2　入札に参加する者に必要な資格
平成16年札幌医科大学告示第５号に規定する、札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格を有すること。

3　契約条項を示す場所
札幌市中央区南１条西16丁目　札幌医科大学事務局業務課

4　入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所　札幌市中央区南１条西16丁目　札幌医科大学医学部附属病院３階臨床第１会議室(A)（送付による場合は、郵便番号 060－8543札幌医科大学事務局業務課）
(2) 入札日時　平成16年３月19日午後２時（送付による場合は、平成16年３月18日までに必着）
(3) 開札場所　(1)に同じ。
(4) 開札日時　(2)に同じ。

5　入札保証金
入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　３に同じ。
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。

7　落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

8　契約書作成の要否
要

9　その他
(1) 開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるか問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名称　札幌医科大学事務局業務課
イ　所在地　郵便番号 060－8543　札幌市中央区南１条西16丁目
電話番号 011－611－2111　内線 3112
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(7) この入札の執行は、公開する。
(8) 詳細は、入札説明書による。

10　Summary
A. Nature and quantity of the services to be procured :
Rental contract of Bedding for Sapporo Medical University Hospital
a. Bedding for patients　Unit price per day　293,200 sets
b. Pajama for patients　Unit price per day　163,200 sets
c. Underwear (wearing the bottom)　Price apice　6,600 sheets
d. Underwear (wearing inside)　Price apice　6,600 sheets
e. Underwear (long clothes)　Price apice　6,600 sheets
f. Diaper (M size)　Price apice　30,700 sheets
g. Diaper (L size)　Price apice　6,600 sheets
h. Diaper cover　Price apice　4,700 sheets
i. Diaper (S size)　Price apice　2,300 sheets
j. Incubator for sheet　Price apice　3,600 sheets
k. Bedding for night duty　Unit price per day　17,400 sets
B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., March 19, 2004
(If mailed, bids must arrive no latter than March 18)
C. Contact:Divisin of Distribution Administrative, Administration,Sapporo Medical

University
Nisi16-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan
Phone : 011-611-2111 Extension 3112

札幌医科大学告示第７号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年２月６日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

１　資格及び調達をする特定役務の種類

平成15年度において札幌医科大学が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第２条第３号に規定する特定役務の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成16年２月６日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医療廃棄物処理業務委託契約

⑵　資　　格　　医療廃棄物処理業務委託の資格（以下「資格」という。）

⑶　特定役務の種類　　医療廃棄物処理業務委託

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の４第１項及び４項の規定に基づく許可を受けている者であること。

⑸　平成16年１月１日現在において、⑷の許可を受けて引き続き２年以上その事業を営んでいること。

⑹　資本金の額が1,000万円以上並びに作業員及び運転手を常時５名以上雇用していること。

⑺　１日当たり1,270キログラム以上の処理能力を有する焼却設備を有していること。

⑻　屋根付きボックスタイプの収集運搬車を有していること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑹及び⑺に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申請の時期　　平成16年２月９日から20日まで

⑵　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　札幌医科大学事務局総務課

イ　提出先の所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

５　資格審査の再申請

⑴　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴の定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第８号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年２月６日

札幌医科大学長　秋　野　豊　明

1　入札に付する事項

(1)　調達をする特定役務の名称及び数量

ア　札幌医科大学医療廃棄物処理業務

(ア)　感染性廃棄物　　１ℓ当たりの単価

(イ)　非感染性廃棄物　　１ℓ当たりの単価

イ　数量

(ア)　感染性廃棄物　　調達予定数量　1,114,000ℓ

(イ)　非感染性廃棄物　　調達予定数量　638,000ℓ

(2)　調達をする特定役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

(4)　履　行　場　所　　札幌市中央区南１条西16丁目　札幌医科大学医学部附属病院

2　入札に参加する者に必要な資格

平成16年札幌医科大学告示第７号に規定する医療廃棄物処理業務委託の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局総務課

4　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学基礎医学研究棟１階会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8556　札幌医科大学事務局総務課）

(2)　入　札　日　時　　平成16年３月22日　午前10時（送付による場合は、平成16年３月19日までに必着）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　３に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額）が最低である者を落札者とする。

8　契約書作成の要否

要

9　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　札幌医科大学事務局総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目

電話番号 011－611－2111　内線 2114

(4)　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7)　詳細は、入札説明書による。

10　Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured

a. The processing of the medical wastes at Sapporo Medical University

(a)　The infective medical wastes　　1 liter unit price : yen

(b)　The uninfective medical wastes　1 liter unit price : yen

b. quantity

(a)　The infective medical wastes　　Expected quantity 1,114,000 liter

(b)　The uninfective medical wastes　Expected quantity　638,000 liter

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 22, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than March 19)

C. Contact : General Affairs Office, Administration, Sapporo Medical University

Nishi 17-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan
Phone : 011-611-2111 Extension 2114

道立小児総合保健センター
告　　示

北海道立小児総合保健センター告示第２号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年２月６日

北海道立小児総合保健センター所長　工　藤　　亨

1(1)　入札に付する事項

ア　調達をする物品等の名称及び数量

次の調達をする物品又はこれと同等の品質を有する同規格単位のもの１箱当たりの単価

(ア)　調達をする物品等の名称　　ノルディトロピンＳ注（10mg　１筒／箱）

(イ)　数量　　調達予定数量　360箱

イ　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書による。

ウ　契約期間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

エ　納入場所　　北海道立小児総合保健センター

(2)　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ　薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第１項の規定により医薬品販売業の許可を受けていること。

エ　調達をする医薬品を北海道立小児総合保健センター所長が指定する日時及び場所に納入できることを証明した者であること。

(3)　条件付一般競争入札参加の審査

ア　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、１の(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア)　申請の時期　　平成16年２月16日から３月5日まで

(イ)　申請の方法　　条件付一般競争入札参加資格申請書及び関係書類の提出先の指示により作成した関係書類を提出しなければならない。

(ウ)　申請書類の提出先　　北海道小樽市銭函１丁目10番１号
北海道立小児総合保健センター総務部総務課

イ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4)　契約条項を示す場所

北海道小樽市銭函１丁目10番１号　北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(5)　入札執行の場所及び日時

ア　入札場所　　北海道小樽市銭函１丁目10番１号　北海道立小児総合保健センター２階会議室（送付による場合は、郵便番号 047－0261　北海道立小児総合保健センター総務部総務課）

イ　入札日時　　平成16年３月24日　午後１時30分（送付による場合は、平成16年３月19日までに必着とする。ただし、再度入札は認めない。）

ウ　開札場所　　アに同じ。

エ　開札日時　　イに同じ。

(6)　入札保証金

入札保証金は、免除する。

(7)　入札説明書の交付に関する事項

ア　交付場所　　１の(4)に同じ。

イ　交付方法　　アの場所で交付する。

(8)　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9)　契約書作成の要否

要

(10)　その他

ア　入札者に求められる義務

入札希望者が本告示と同等の品質を有する同規格単位のもので入札しようとする場合は、１の(10)のイに定める当該医薬品に係る有効性等の資料及び製剤見本を入札の前日までに提出しなければならない。入札希望者の作成した資料は、契約担当者が審査するものとし、１の(10)のウに定める審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札を落札決定の対象とする。

なお、入札希望者は、入札の前日までの間において、契約担当者から当該医薬品の

有効性及び安全性等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　医薬品の有効性等に関する資料

(ア)　組成、効能、効果及び用法・用量等に関する資料

(イ)　安全性に関する資料

(ウ)　吸収、分布、代謝及び排せつに関する資料

ウ　審査基準

入札希望者が入札に付そうとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料等に基づき審査し、本告示と同等の品質を有する同規格単位と判断されたものを採用可能とする。

エ　開札の時において、1の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

オ　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（1箱当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(11)　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : a unit price per case of Norditropin S 1 cace (10㎎ 1 cartridge), approximately 360 cases

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 24, 2004

C. Contact : General Affairs Subsection, General Affairs Division, Hokkaido Children´s Hospital and Medical Center
1-10-1, Zenibako, Otaru, Hokkaido 047-0261 Japan
Phone : 0134-62-5511 Extension 207

2(1)　入札に付する事項

ア　調達をする物品等の名称及び数量

(ア)　調達をする物品等の名称　　重油（JIS　1種2号）1ℓ当たりの単価

(イ)　数量　　調達予定数量　1,000kℓ

イ　調達をする物品等の仕様等　　硫黄分2.0%以下のもの

ウ　契約期間　　平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ　納入場所　　北海道立小児総合保健センター

(2)　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ　石油の備蓄の確保に関する法律（平成13年法律第55号）第24条第1項に定める石油製品販売業の届出をしていることを証明した者であること。

エ　調達をする重油を北海道立小児総合保健センター所長が指定する日時、場所に十分納入できることを証明した者であること。

(3)　条件付一般競争入札参加の審査

ア　この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(エ)までに定めるところにより、2の(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア)　申請の時期　　平成16年2月16日から27日まで

(イ)　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ)　申請に必要な関係書類

a　(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査については、当該届出書の写しを提出しなければならない。

b　(2)のエに掲げる資格を有するかどうかの審査については、石油精製会社（元売業者を含む。）の供給証明書又は出荷証明書、引き受け証明書等その他これ等に準ずるもので、数量の確保について証明されたもの（代表者の承認印があるものに限る。）及び試験成績分析表を徴することができることを証明する書類を提出しなければならない。

(エ)　申請書類の提出先　　小樽市銭函1丁目10番1号
北海道立小児総合保健センター総務部総務課

イ　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4)　契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5)　入札執行の場所及び日時

ア　入札場所　　北海道小樽市銭函1丁目10番1号　北海道立小児総合保健センター2階会議室（送付による場合は、郵便番号 047－0261　北海道立小児総合保健センター総務部総務課）

イ　入札日時　　平成16年3月24日　午前10時（送付による場合は、平成16年3月19日必着のこと。ただし、再度入札は、認めない。）

ウ　開札場所　　アに同じ。

エ　開札日時　　イに同じ。

(6)　入札保証金

入札保証金は、免除する。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所　1の(4)に同じ。

イ 交付方法　アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 開札の時において、2の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（1ℓ当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :
a unit price per liter of Fuel oil, JIS class 1 No.2, approximately 1,000kℓ

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 24, 2004

C. Contact :
General Affairs Division, Hokkaido Children's Hospital and Medical Center
1-10-1, Zenibaco, Otaru, Hokkaido, 047-0261 Japan
Phone : 0134-62-5511 Ext. 206

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称　北海道立小児総合保健センター総務部総務課

(2) 所在地　郵便番号 047－0261　北海道小樽市銭函1丁目10番1号
電話番号 0134－62－5511　内線 206

4 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

6 この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

7 この入札の執行は、公開する。

8 詳細は、入札説明書による。

道教育庁胆振教育局告示

北海道教育庁胆振教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月6日

北海道教育庁胆振教育局長　笠　田　能　央

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

電子計算機システム　一式

(2) 調達をする物品等の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日　平成16年3月26日（金）

(4) 納入場所　北海道室蘭商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期　平成16年2月6日から18日まで

イ 申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先　郵便番号 051－8558　北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町９番11号　北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　北海道室蘭市幸町９番11号
北海道胆振支庁別館４階室蘭土木現業所会議室

(2)　入札日時　平成16年２月25日（水）午前10時

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　４に同じ。

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成の要否

要

11　その他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ　所在地　郵便番号 051－8558　北海道室蘭市幸町９番11号
電話番号 0143－22－9131　内線 3117

(4)　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第５号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の４第１項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号）第３条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年２月６日

北海道北見方面公安委員会委員長　磯　江　良　三

1　名称及び住所並びに代表者の氏名

(1)　名称　社団法人　北見交通安全協会

(2)　住所　北見市青葉町５番16号

(3)　代表者の氏名　武　山　四　郎

2　特定講習を行う事務所の名称及び所在地

(1)　事務所の名称　北見自動車学校

(2)　事務所の所在地　北見市朝日町45番６

3　特定講習の種別　取消処分者講習

4　指定を行った年月日　平成16年１月21日

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発行　北海道
編集　北海道総務部法制文書課
印刷　富士プリント株式会社